

重要事項説明書

(運営の方針)

1. 指定福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）、指定特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売）事業の実施にあたっては、使用者の意志、及び人格を尊重し、常に使用者、介護者等の立場にたったサービスの提供に努めるものとする。
2. 専門相談員は、使用者がその有する能力、心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助を行い、福祉用具をレンタル、販売することにより使用者の日常生活の便宜、安全の確保を図り、介護者の負担の軽減を図る。
3. 事業の実施にあたっては、地域に根差し、使用者とその家族を取り巻く、市町村、外の福祉・医療サービスを提供する者等との連携を図り、よりスムーズなサービスの提供に努める。

(事業所の概要)

- | | |
|--------|-----------------------|
| 1. 名 称 | 介護ショップ丸八 |
| 2. 所在地 | 愛知県名古屋市中村区西米野町1丁目76の6 |
| 3. TEL | 052-481-1917 |
| FAX | 052-481-1903 |

(介護保険法に基づく指定等)

- | | |
|------------|--|
| 1. 事業所番号 | 愛知県 2370500429 |
| 2. サービスの種類 | 指定福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）
指定特定福祉用具販売（特定介護予防福祉用具販売） |
| 3. 管理者 | 山田 豊彦 |

(苦情対応)

利用者は、提供されたサービスに不服がある場合には、事業者、高齢福祉課介護保険指定・指導グループに対していつでも苦情を申し立てることができます。

(苦情等の窓口)

苦情時の連絡先

- | | | |
|---------------------|-------|------------------|
| ・介護ショップ丸八 | 山田 豊彦 | TEL 052-481-1917 |
| ・高齢福祉課介護保険指定・指導グループ | | TEL 052-961-2111 |

(事故発生時の対応)

利用者が安心して指定福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)指定特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売)の提供を受けられるよう事故発生時には速やかな対応ができるよう努めております。当社はサービス提供により事故が発生した場合には、当該利用者又その家族に係わる居宅介護支援事業者等、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。

また、利用者に対する指定福祉用具貸与・販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償が速やかに行われるようにし、事故が生じた際には、その原因を解明し再発生を防ぐための対応を講じることに努めます。

(営業日 営業時間)

1. 営業日 月曜日から金曜日までとする但し、12月29日より1月3日まで、及び祝日を除く。
2. 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(職員の配置)

1. 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 専門相談員 2名以上
専門相談員は、要介護者等の心身の特性をふまえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の選定を行う。

(取扱種目)

1. 指定福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)指定特定福祉用具販売(特定介護予防福祉用具販売) 関して取り扱う種目は、厚生労働大臣が定める種目に基づいた下記の種目とする。

レンタル種目

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. 車椅子 | 7. 手すり |
| 2. 車椅子付属品 | 8. スロープ |
| 3. 特殊寝台 | 9. 歩行器 |
| 4. 特殊寝台付属品 | 10. 歩行補助つえ |
| 5. じょくそう予防器具 | 11. 認知症老人徘徊感知器 |
| 6. 体位変換器 | 12. 自動排泄処理装置 |
| | 13. 移動式リフト |
| | (吊り具のぞく) |

販売種目

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| 1. 腰掛便座 | 5. 簡易浴槽 |
| 2. 特殊尿器 | 6. 移動式リフトの吊り具 |
| 3. 入浴補助用具 | 7. 排泄予測支援機器 |
| 4. 自動排泄処理装置の交換可能部品 | ※ 商品選定する前に必ず保健師等やケアマネージャーに相談してください。 |

要支援、要介護認定された方に年間10万円（税込）を限度として自己負担1割で適用されます。（償還払い方式にて）
（介護保険が適用されない自費購入もございます。）

（指定福祉用具・介護予防福祉用具レンタル）

1. 提供する福祉用具については、常に清潔、かつ安全で、正常な機能に有する福祉用具のみを提供する。
2. 福祉用具を納品する際には専門相談員が同行し、福祉用具の説明方法、使用上の留意事項等について、使用者もしくは介護者等に十分な説明を行う。
3. 搬入、搬出日については、利用者様のご希望に予定させていただきますが、混雑している際には日程の変更をお願いする場合がございますので、ご了承ください。
4. サービス提供内容について、利用者の求めに応じ記録を開示することとする。

（契約日・解約日）

1. 契約日は原則として納品した日とします。但し、当社の都合により、納品を希望した日より早く納品した場合は、納品を希望した日を契約日とします。
2. 解約日は解約を申し出た日とします。その日後、実際に福祉用具を返却するまでの期間は、レンタル料の計算の根拠としません。

（レンタル料金）

1. 福祉用具レンタル料金契約書に明示し、それ以外の代金は原則として必要ありません。但し、故意もしくは明らかな過失等で福祉用具を遺失・破損した場合等はその実費相当をご負担して頂く場合があります。
2. 契約日が16日以降の場合、また解約日が16日以前の場合は、その月分のレンタル料は月額レンタル料の1/2に相当する額とします。但し契約日と解約日が同一の月にある場合のレンタル料は、月額レンタル料と同額とします。
 - (1) レンタル開始日が開始月の15日以前の場合 月額レンタル料の全額
 - (2) レンタル開始日が開始月の16日以降の場合 月額レンタル料の半月分相当額
 - (3) レンタル終了日が終了月の15日以前の場合 月額レンタル料の半月分相当額
 - (4) レンタル終了日が終了月の16日以降の場合 月額レンタル料の全額
 - (5) レンタル開始日と終了日が同月内の場合 月額レンタル料の全額

(通常の事業の実施地域)

1. 事業所の通常の事業の実施地域は名古屋市全域とする。
2. 指定福祉用具・指定介護予防レンタルに関し、特別な機材を使用し搬出入をする場合の費用、通常の事業実施地域以外の地域で行なうレンタルにかかる交通費は、あらかじめ使用者もしくはその家族に説明をし、同意を得た件に関してサービスの提供を行います。

(レンタル料金の支払方法)

レンタル料金のお支払いは、郵便局又は銀行からの自動引き落としによるものとし、前月分を（郵便局は）20日、（銀行は）26日に引き落としをする、後払いの形でお願ひしております。

(職員の研修)

1. 採用時研修を入社6ヶ月以内に行う。
2. 継続研修を、年1回実施する。

(秘密の保持)

1. 介護ショップ丸八の従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
2. 秘密の保持は従業員の退社によってもその義務を免れない。

(サービス内容の開示)

利用者の求めに応じ、いつでもサービスの記録に関する情報を開示する。

(重要事項の説明)

指定福祉用具・介護予防福祉用具レンタルの提供に際し、使用者また使用者の判断能力に障害が見られる場合はその家族、使用者・家族に代わって契約のできる第三者に対し、立会人とし運営規定の概要、その他サービスの選択に資する重要事項を記して書類の交付、説明を行ない、同意を得るものとする。

